

令和7年度

事業要覧



日本赤十字社 北海道支部
Japanese Red Cross Society

も < じ

I	社員(会員・協力会員)と社資	2
II	事業の実施	4
1.	災害救護事業	4
2.	赤十字の講習	7
3.	地域福祉活動	12
4.	赤十字奉仕団	13
5.	青少年赤十字	17
6.	国際活動	20
7.	広報活動	21
8.	社会福祉事業	23
9.	医療事業	24
10.	看護師養成事業	28
11.	血液事業	29
III	令和7年度一般会計歳入歳出予算額	35
IV	税制上の優遇措置	36
V	日本赤十字社の表彰	37
VI	北海道支部役員等名簿	39
VII	日本赤十字社北海道支部組織図	40

はじめに

日本赤十字社北海道支部の各事業につきましては、道民の皆様並びに関係者の皆様の温かいご理解とご協力のもとに推進することができ、心から感謝申し上げます。

さて、令和6年度は1月1日に発生した令和6年能登半島地震に引き続き、石川県能登地方で9月に大雨災害が発生するなど、多くの災害に見舞われる1年となりました。

日本赤十字社では、全国各地の赤十字病院に医師、看護師、事務職員等で構成する「医療救護班」を常備しており、道内においても10カ所の赤十字病院に20救護班を常備し、緊急時の災害出動はもとより、各種訓練や救護装備の整備により、災害への備えを充実してまいります。

令和7年度の北海道支部における各事業につきましては、災害救護事業では、災害救護訓練・研修の実施や他機関主催の訓練参加をはじめ、地域への災害救護装備の整備等により、災害への備えを進めます。

講習普及事業では、札幌市において「救急法」と「雪上安全法」の指導員を養成するなど、全道的な講習普及に努めます。

地域福祉活動では、子育て支援事業への協力や健康増進セミナーの開催、地域包括ケア推進事業として健康生活支援講習を柱とした事業を、UR都市開発機構との連携により実施します。

活動を支える赤十字奉仕団では、奉仕団啓発グッズの活用や奉仕団研修会の充実強化、また、新たに実施する「赤十字奉仕団サロン」により、各奉仕団活動の活性化と奉仕団同士の連携強化を図り、活動の理解と普及に努めます。

青少年赤十字では、青少年赤十字北海道指導者協議会や赤十字ボランティアと連携し、学校教育の場における青少年赤十字の普及に努めます。

令和7年度も皆さまからご支援を賜り、本書記載の各赤十字事業を展開してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月

日本赤十字社北海道支部

I

社員(会員・協力会員)と社資

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づく「社員」をもって組織される法人であり、社員(会員・協力会員)が納める「社費(会費)」とそのほかの「寄付金」による『社資』によって活動が支えられています。

社員(会員・協力会員)を増やし、活動資金である「社資」の協力を得ることで人道的活動を安定的、かつ継続的に実施することができます。

社資募集にあたっては、地区・分区との連携が肝要であるため、地区(本部)事務担当者会議や地区(本部)長・幹事会議を開催して情報共有を図るほか、地区・分区で実施される各種会議への出席などにより地区・分区との連携を強化していきます。

また、道民に赤十字活動及び活動資金の重要性を知っていただくため、チラシをはじめホームページ、SNS等、インターネットを介して活動を周知して支援を呼びかけるとともに、赤十字奉仕団、協賛委員による地域での社資募集活動や法人訪問、ダイレクトメールの送付等により社資協力を依頼します。

さらに、近年申込が増えている遺贈や相続財産寄付については、パンフレットやホームページを用いて周知を行います。

令和7年度社資募集目標額(令和6年度～令和8年度の目標額は同額)

扱い区分		一般社資	法人社資	計
地区 扱い	地方地区	76,810千円	8,445千円	85,255千円
	市地区	294,442千円	21,583千円	316,025千円
支部扱い		13,104千円	23,472千円	36,576千円
合計		384,356千円	53,500千円	437,856千円

※各振興局に置く地区を「地方地区」と呼称する。

※ [地区本部…札幌市
地区………各振興局・各市・札幌市10区
分区………各町村
以下、「地区・分区」と表記する。]

令和7年度 地区别別社資募集目標額

(単位:千円)

地区名	一般社資	法人社資	合計	地区名
空知	5,565	550	6,115	空知
石狩	1,561	125	1,686	石狩
後志	7,488	890	8,378	後志
胆振	4,458	475	4,933	胆振
日高	5,021	690	5,711	日高
渡島	7,471	740	8,211	渡島
檜山	2,983	350	3,333	檜山
上川	7,301	745	8,046	上川
留萌	2,046	255	2,301	留萌
宗谷	2,335	315	2,650	宗谷
オホーツク	8,495	940	9,435	オホーツク
十勝	13,594	1,315	14,909	十勝
釧路	4,850	570	5,420	釧路
根室	3,642	485	4,127	根室
計	76,810	8,445	85,255	計
札幌市	117,940	2,608	120,548	札幌市
函館市	18,472	2,325	20,797	函館市
小樽市	9,032	1,020	10,052	小樽市
旭川市	23,324	2,610	25,934	旭川市
室蘭市	6,088	745	6,833	室蘭市
釧路市	12,308	1,490	13,798	釧路市
帯広市	11,636	1,585	13,221	帯広市
北見市	9,335	995	10,330	北見市
夕張市	608	80	688	夕張市
岩見沢市	6,686	580	7,266	岩見沢市
網走市	2,586	335	2,921	網走市
留萌市	1,711	200	1,911	留萌市
苫小牧市	11,871	1,320	13,191	苫小牧市
稚内市	2,717	350	3,067	稚内市
美唄市	1,835	175	2,010	美唄市
芦別市	1,193	115	1,308	芦別市
江別市	8,497	605	9,102	江別市
赤平市	853	80	933	赤平市
紋別市	1,793	225	2,018	紋別市
士別市	1,591	190	1,781	士別市
名寄市	2,222	255	2,477	名寄市
三笠市	725	70	795	三笠市
根室市	2,053	260	2,313	根室市
千歳市	6,885	570	7,455	千歳市
滝川市	3,284	340	3,624	滝川市
砂川市	1,410	150	1,560	砂川市
歌志内市	247	25	272	歌志内市
深川市	1,747	185	1,932	深川市
富良野市	1,690	205	1,895	富良野市
登別市	3,778	280	4,058	登別市
恵庭市	4,859	335	5,194	恵庭市
伊達市	2,896	245	3,141	伊達市
北広島市	4,401	345	4,746	北広島市
石狩市	4,439	380	4,819	石狩市
北斗市	3,730	305	4,035	北斗市
計	294,442	21,583	316,025	計
地区計	371,252	30,028	401,280	地区計
支部計	13,104	23,472	36,576	支部計
合計	384,356	53,500	437,856	合計

II 事業の実施

1. 災害救護事業

近年、大規模・頻繁化する災害に対応するため、令和7年度も引き続き「日本赤十字社北海道支部防災業務計画」に基づき、災害救護活動の充実・強化に努めます。

避難所の巡回診療やアセスメント等の『医療救護』活動や、アセスメントの結果をWEB上で本部報告するなど、ITを活用した研修・訓練を実施します。

また、地区・分区用の災害救護装備として、災害救援車「博愛号」、災害用天幕、災害用炊き出し釜を配置します。



（1）各種研修・訓練の実施・参加

1) 支部主催による研修会

救護班主事と支部災害対策本部要員の役割を学び、有事の際に円滑に救護活動が行えるよう、知識と技術を学ぶことを目的として道内10病院の救護班主事と、支部災害対策本部要員を対象とした救護班主事・支部災害対策本部要員研修会を実施します。

2) 支部主催による災害救護訓練

支部災害対策本部要員並びに道内赤十字病院救護班に対する訓練を札幌市で実施します。

また、広域応援体制強化を目的として秋田県で実施される第1ブロック（東北・北海道）支部合同災害救護訓練に救護班を派遣するとともに、支部災害対策本部要員として参加します。

事業名	開催予定	場所	参加対象
救護班主事・ 支部災害対策本部要員研修会	8月20日 ～21日	札幌市	道内赤十字病院救護班主事及び 北海道支部主事・係長
赤十字災害救護訓練	9月17日 ～19日	札幌市	支部災害対策本部要員 道内赤十字病院救護班 関係機関
第1ブロック支部合同 災害救護訓練（東北・北海道）	10月10日 ～11日	秋田県	東北各県支部及び管内赤十字病院 救護班 北海道支部及び道内赤十字病院 救護班

3) 他機関主催による災害救護訓練等

自治体や他機関が行う各種災害救護訓練にも積極的に参加し、赤十字の使命達成に努めます。

事業名	主催	開催予定	場所	参加対象
総合水防演習	北海道開発局	5月31日	旭川市	水防機関 日赤北海道支部 赤十字奉仕団
北海道防災総合訓練	北海道防災会議	未 定	未 定	北海道防災会議構成機関 日赤北海道支部 道内赤十字病院 赤十字奉仕団
北海道原子力防災訓練	北海道防災会議	未 定	未 定	北海道防災会議構成機関 日赤北海道支部 道内赤十字病院
海上保安庁と 日本赤十字社の協定に 基づく連携訓練	第一管区 海上保安本部	未 定	未 定	第一管区海上保安本部 日赤北海道支部 道内赤十字病院
大規模津波防災総合訓練	北海道開発局	未 定	未 定	日赤北海道支部 道内赤十字病院 関係機関

（2）災害救護装備の配置

1) 災害救援車「博愛号」

地区・分区における救護活動や各種赤十字事業を迅速・円滑に実施するため、災害救援車「博愛号」を7台配置します。



2) 災害用天幕

地区・分区が参加する各種防災訓練や地域のイベントにおける赤十字の広報活動等に活用するため、災害用天幕を6張配置します。

3) 災害用炊き出し釜

災害発生時はもとより、地区・分区が参加する各種防災訓練や奉仕団研修会、広報イベント等で行う炊き出し用機材としても活用できる災害用炊き出し釜を4台配置します。

（3）委託協定等

災害救助法に基づく北海道知事との「救助又はその応援に関する委託協定」（令和元年8月30日一部改正）及び第一管区海上保安本部長との「災害救助相互協力に関する協定」（昭和35年2月1日締結）の円滑な実施に努めます。

（4）義援金の募集

災害救助法の発令等、甚大な被害が発生した場合は、速やかに北海道災害義援金募集委員会を設置し、義援金募集活動に取り組み、被災者支援に努めます。

（5）ボランティア等による救護活動

海水浴場、プール、スキー場での事故防止対策の推進に努めるほか、道内を会場とした全国的なスポーツ大会等における救護活動の要請に応えます。

- 1) 救護班によるスポーツ大会等での救護活動
- 2) ボランティアによるスポーツ大会等での救護支援活動
- 3) ボランティアによる海水浴場及びプールでの事故防止活動と応急手当
- 4) ボランティアによるスキー場での事故防止活動と応急手当

（6）地域で守る赤十字防災セミナーの開催

1) 地域で守る赤十字防災セミナー

将来、高い確率で発生が懸念されている大規模災害から、道民のいのちを守るために、防災・減災の知識や技術を学ぶ赤十字防災セミナーを開催します。

事業名	開催予定	場所	参加対象	予定人数
地域で守る赤十字防災セミナー	随時	未定	一般市民	200名

2) 防災教育事業指導者養成講習

道内赤十字施設職員と支部職員を日本赤十字社防災教育事業指導者として養成し、これまで実施していた地域の防災マップづくり（DIG）や災害エスノグラフィー、傷病者の応急手当などに加え、大きな地震による自宅（部屋）の被害や危険な場所を理解したうえで、いのちを守るための家具の安全対策について考える「家具安全対策ゲーム（KAG）」と、避難所生活の一部をイメージした避難所を作るカードゲームを通して、避難所運営者ではない「避難者の目線で心がける事柄」のように避難所における「自助」、「共助」の力の向上を支援することを目的とした「ひなんじょ たいけん」を実施します。

事業名	開催予定	場所	参加対象	予定人数
日本赤十字社 防災教育事業指導者 養成講習	未定	日本赤十字社 北海道支部	北海道支部及び 道内赤十字施設職員	20名

2. 赤十字の講習

心肺蘇生に関する国際基準である「JRC蘇生ガイドライン2020」に対応した講習を実施します。

特に、事故防止を基本とした緊急時に役立つ知識や技術を広く道民に普及するため、AEDを中心とする救急法を地区・分区との連携を深めながら、全道的な普及に努めます。

また、誰もがすこやかに過ごすために必要な健康増進の知識や介護技術が習得できる健康生活支援講習にも力を入れ普及を図るほか、各講習の普及体制を強化するため、指導員を計画的に養成していきます。



(1) 一般普及講習

講習名	予定回数
短期講習	110回
基礎講習 【内容】 <ul style="list-style-type: none">心肺蘇生AEDの使い方気道異物除去など 【時間】 4時間（検定時間含む）	160回
救急員養成講習 【内容】 <ul style="list-style-type: none">急病の手当けがの手当（止血・包帯・固定）搬送及び救護 【時間】 9時間40分（検定時間含まない）	90回

講 習 名	予定回数
短期講習	50回
救助員Ⅰ養成講習 【内容】(プール) ・泳ぎの基本と自己保全 ・事故者の救助及び応急手当など 【時間】 14時間 (検定時間含まない)	10回
水上安全法	
救助員Ⅱ養成講習 【内容】(海) ・海、河川及び湖沼での事故防止 ・泳ぎの基本と自己保全 ・事故者の救助及び応急手当など 【時間】 12時間 (検定時間含まない)	10回

講 習 名	予定回数
短期講習	10回
救助員Ⅰ養成講習 【内容】 ・雪上での事故防止 ・スキーの基本 ・雪上での事故者の救助技術など 【時間】 7時間 (検定時間含まない)	15回
雪上安全法	
救助員Ⅱ養成講習 【内容】(ゲレンデ) ・スキーパトロールのスキー技術 ・ゲレンデでの応急手当及び搬送など 【時間】 12時間 (検定時間含まない)	15回

講 習 名	予定回数
短期講習（地域で支える認知症を含む）	20回
災害時高齢者生活支援講習 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・災害への備え・避難生活・高齢者の避難生活と支援・知って役立つ技術・避難生活における支援にあたって	20回
健康生活支援講習 【時間】 1 時間30分	
支援員養成講習 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・高齢者の健康と安全のために・地域における高齢者支援に役立つ知識と技術・自立に向けた生活の仕方や工夫など	15回
【時間】 9 時間（検定時間含まない）	

講 習 名	予定回数
短期講習	60回
災害時乳幼児生活支援講習 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・災害への備え・避難生活・乳幼児と保護者の避難生活と支援・知って役立つ技術・避難生活における支援にあたって	10回
幼児安全法 【時間】 1 時間30分	
支援員養成講習 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・こどもに起こりやすい事故の予防と手当・こどもの病気と看病・こどもに対する心肺蘇生、AEDの使い方など	15回
【時間】 10時間（検定時間含まない）	

（2）指導員養成講習

各種講習のより一層の普及を図るため、指導員養成講習を実施します。

救急法指導員養成講習	場 所	定 員
	札幌会場	20名

雪上安全法指導員養成講習	場 所	定 員
	札幌会場	20名

（3）講習会開催地区・分区助成金の交付

各種講習のより一層の普及促進を図るため、引き続き地元指導員並びに各奉仕団が主管する地区・分区主催講習会に対して、講習会開催助成金を交付します。

（4）指導員研修会

講習普及にあたる指導員資格を継続するため、各種講習指導員（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）の研修会を次のとおり実施し、資格継続とともに指導技術の向上を図ります。

研修名	対象者数	実施回数
救急法指導員研修会	396名	10回
水上安全法指導員研修会	90名	3回
雪上安全法指導員研修会	121名	2回
健康生活支援講習指導員研修会	96名	6回
幼児安全法指導員研修会	104名	6回
合 計	807名	27回

（5）指導員資格継続適性審査の実施

指導員資格を取得してから9年目を迎える指導員の知識と技術を確認するため、指導員資格継続適性審査（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）を指導員研修会にあわせて実施します。

(6) 「ワールド・ファーストエイド・デー」行事の実施

国際赤十字・赤新月社連盟が救急法の普及促進を図るため、毎年9月第2土曜日に世界的な取り組みとして実施している「ワールド・ファーストエイド・デー（令和7年9月13日）」と連動した救急法普及イベントを実施します。

北海道救急法・水上安全・スキーパトロール赤十字奉仕団協議会及び子育て支援赤十字奉仕団の協力のもと道内各地で実施し、一般市民に対して、心肺蘇生法等の体験により救急法の効果と必要性を広く周知することで、救急法講習の普及促進、さらには赤十字を知ってもらうきっかけとなる事業とします。

(7) 公的機関に対する協力

道内の公安委員会指定自動車教習所の教官を対象とした「応急救護処置指導者」の養成に協力しており、「応急救護処置指導者養成講習」に救急法指導員を派遣します。

(8) その他

1) 北海道赤十字スキーパトロール競技大会の開催

全道各地で活躍するスキーパトロール員の知識と技術の向上を図り、赤十字理念の一層の普及に努めることを目的として開催します。

(北海道赤十字スキーパトロール協議会との共催)



2) 赤十字水上安全法・北海道ミーティングの開催

水上安全法の知識と技術の向上を図り、赤十字理念の一層の普及に努めることを目的として開催します。

(北海道水上安全赤十字奉仕団協議会との共催)

3. 地域福祉活動

（1）子育て支援事業への協力

少子社会を背景に各地で行われている子育て支援の一環として、子どもに起こりやすい事故に対する手当ての方法や事故防止、家庭内の看護の方法など、日常生活で役立つ知識や技術を内容とした講習を実施するため、保育士や保護者を対象とした研修に幼児安全法指導員を派遣し、協力します。

（2）地域包括ケア推進事業

高齢者が要介護など支援の必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」の担い手の一つとして、ノルディックウォーキングの実技と赤十字健康生活支援講習の内容から、誰もが迎える高齢期をすこやかに過ごすための健康増進の知識を紹介する「赤十字健康講座」を赤十字奉仕団の協力を得て、開催します。

また、健康生活支援講習を軸として、令和4年度からUR都市開発機構とのタイアップ事業についても、同講習に捉われることなく赤十字のリソースを生かして実施していきます。



4. 赤十字奉仕団

奉仕団の活動を推進できるよう、啓発グッズの提供、研修の開催、助成金の交付などに取り組みます。

特に、奉仕団員の育成では、「赤十字奉仕団基礎研修会」、また基礎研修会修了者を対象とした「赤十字奉仕団中級研修会」を開催し、赤十字奉仕団員として知っていただきたい知識、さらなる赤十字への理解につなげるよう、研修の充実と団員育成に努めます。



（1）キャラクターを利用した奉仕団活動の活性化

北海道支部マスコットキャラクター「アンリー」を使った啓発グッズ「携帯用反射板：アンリーリフレクター」を奉仕団へ提供します。

団員が自団のPRを盛り込むなど特色あるアレンジを加え、地域イベントでの配布、青少年赤十字との協働活動、さらには社資募集活動など幅広く活用することで、奉仕団活動の充実・活性化を図ります。

（2）奉仕団研修会の充実強化

奉仕団指導講師や支部職員を道内各地へ派遣し実施するほか、基礎研修会及び中級研修会など体系的な研修を通して奉仕団活動の質的向上を図り、地域の社会的なニーズに対応した活動を展開することで社資増強につなげます。

- ①奉仕団活動の基礎的な知識修得を目的とした「赤十字奉仕団基礎研修会」を各地区・分区からの希望により開催します。
- ②奉仕団基礎研修会修了者を対象とし、各奉仕団内のチームワークの向上を目的とした「赤十字奉仕団中級研修会」を各地区・分区からの希望により開催します。
- ③地区（振興局）開催のほか、近隣市町村と合同による基礎・中級研修会の開催を推進し、意見交換の場や相互交流を通して一層の奉仕団間の連携強化を図ります。
- ④各地区・分区の希望する内容に沿った研修会を開催し、団員の知識や技能の習得を図るほか、他府県支部での奉仕団活動の事例紹介を通して活動意欲の向上につなげます。

事業名	主 催	開催予定	場 所
基礎研修・中級研修（支部主催）	支部	7月31日	道南
基礎研修・中級研修（地区・分区主催）	地区分区	随時	地区分区

（3）奉仕団指導講師の研修

奉仕団指導講師を一堂に会した研修会を実施し、各地で行われる奉仕団基礎・中級研修での指導内容の統一や奉仕団活動における活性化の研究、指導方法について研修を行い、奉仕団研修内容の充実・強化を図ります。

（4）諸会議、研修会等の開催・派遣

道内奉仕団の連絡調整及び奉仕団活動の推進と発展を図るための諸会議、研修会等を開催するほか、本社行事へ奉仕団員を派遣し奉仕団の指導・育成に努めます。

◎奉仕団支部委員会・ブロック協議会

事業名	主催	開催予定	場所
赤十字奉仕団北海道支部委員会	支部	令和8年 3月	札幌市
北海道赤十字奉仕団各ブロック協議会	協議会	未定	道内各会場

◎特殊奉仕団協議会総会

事業名	主催	開催予定	場所
北海道救急法赤十字奉仕団協議会総会	協議会	4月	札幌市
北海道水上安全赤十字奉仕団協議会総会	協議会	4月	札幌市
北海道無線赤十字奉仕団協議会総会	協議会	4月	札幌市
北海道点訣赤十字奉仕団協議会総会	協議会	5月	札幌市
北海道赤十字スキーパトロール協議会総会	協議会	6月	札幌市
北海道芸能赤十字奉仕団協議会総会	協議会	10月	札幌市

◎大会・研修会

事業名	主催	開催予定	場所
第41回赤十字水上安全法北海道競技大会	協議会・支部	未定	未定
第52回北海道赤十字スキーパトロール競技大会	協議会・支部	未定	未定
北海道点訳赤十字奉仕団協議会研修会	協議会	未定	札幌市
北海道無線赤十字奉仕団協議会研修会	協議会	未定	未定

◎日本赤十字社（本社）主催

事業名	開催予定	場所
赤十字奉仕団中央委員会	7月3日～4日	東京都
全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	7月8日～9日	東京都
ボランティア・リーダー研修会 (地域・特殊・青年赤十字奉仕団対象)	未定	東京都
赤十字奉仕団支部指導講師研修会	未定	東京都

◎第1ブロック（北海道・東北6県）主催

事業名	開催予定	場所
第1ブロック青年赤十字奉仕団協議会総会	6月7日～8日	岩手県
第1ブロック奉仕団委員長会議	未定	岩手県

（5）赤十字奉仕団サロンの実施

支部職員を派遣し、奉仕団同士の懇談会を設けます。自団の悩みや課題等を共有するほか、活動事例をお互いに紹介することで、新たな「気づき」や「発見」につなげ、奉仕団の活動の展開の一助としていきます。

また、交流を通じて、将来単独での活動が困難になった場合でも、複数の奉仕団同士が連携して活動できるようなきっかけとします。

事業名	開催予定	主 催	開催地
赤十字奉仕団サロン（道央ブロック）	9月18日	支部	札幌市
赤十字奉仕団サロン（道北ブロック）	9月10日	支部	旭川市

※道南・道東ブロックにつきましては令和8年度に実施していく予定です。

(6) 赤十字奉仕団助成金の交付

各種奉仕団・協議会の運営並びに活動を推進するための助成金を以下のとおり交付します。

助成金種類		内容
運営助成金	奉仕団	奉仕団員の構成人数により助成 (構成人数基準は助成金交付要項による)
	地域奉仕団ブロック協議会	各ブロック協議会に対し、5,000円×地区分区数を助成
	特別奉仕団協議会	各協議会に対し、20,000円を基礎額とし、 2,000円×団数を加算して助成 (年額50,000円上限)
	地方地区協議会	地方地区に対し、1,000円×分区数を助成
活動助成金	奉仕団	<p>単位団 活動経費総額の2/3を助成 (年額80,000円上限)</p> <p>複数団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内複数団の共同での活動に対し2/3を助成 (年額150,000円上限) ・地方地区内の複数団の活動である広域的活動に対し、2/3を助成 (年額300,000円上限)
	各種協議会	活動費の2/3を助成 (年額300,000円上限)
	各種協議会	活動費の2/3を助成 (年額300,000円上限)
研修助成金	奉仕団	研修に係る費用を助成 (年額20,000円上限)
	各種協議会	研修に係る費用を助成 (年額40,000円上限)
結成祝金		赤十字奉仕団結成時に10,000円を交付
記念式典祝金		赤十字奉仕団・協議会等の周年記念式典に伴う祝金 (基準は助成金交付要項による)

※交付基準・助成金対象活動については、「日本赤十字北海道支部赤十字奉仕団助成金交付要項」によります。



5. 青少年赤十字

青少年赤十字の態度目標である「気づき」「考え」「実行する」ための主体性を育み、人の命と尊厳を大切にする「思いやり」と「やさしさ」を育成するため、学校教育の場を中心に青少年赤十字の普及に努めます。

また、協力組織である青少年赤十字北海道指導者協議会と連携し加盟促進に努めるほか、青少年赤十字各種プログラムとして、メンバーシップを養う「トレーニング・センター」（道央、道南、道北、道東）とリーダーシップを養う「スタディー・センター」（札幌市）を開催します。

さらに、青少年赤十字活動の担い手である道内教職員を対象とした「青少年赤十字指導者研修会」を開催し、指導者のさらなる理解促進・普及につなげます。



（1）未加盟校への普及促進活動

北海道教育委員会や各教育局の協力を得ながら、学校長会議などで青少年赤十字への理解促進を図るほか、青少年赤十字北海道指導者協議会や赤十字ボランティアと連携し、未加盟校に対する青少年赤十字の普及に努めます。

また、道内幼稚園や保育園（所）、小・中・高等学校に配布した「青少年赤十字防災教育プログラム」について活用されるよう働きかけます。

（2）指導者の研修

青少年赤十字の裾野を広げるためには加盟・未加盟校の教職員を対象とした「指導者研修会」を札幌市において開催し、青少年赤十字活動への理解促進を図るとともに情報交換の場を設定し、新規指導者及び協力者の確保に努めます。

さらには、本社主催の講習会等へ指導者を派遣し、青少年赤十字への理解促進を図ります。



（3）活動推進校への助成

教育現場で、青少年赤十字のプログラムが実用的に取り入れられるよう「青少年赤十字加盟校活動サポート助成金」を交付し、活動の活性化と充実を支援します。

（4）赤十字出前講座の実施

総合的学習などにおける教育活動の補完プログラムとして、赤十字が提供する「防災教育プログラム」・「国際理解」・「点訳体験」などのプログラムについて赤十字職員やボランティアを派遣し、青少年赤十字の理解と加盟促進を図ります。

（5）青少年赤十字メンバー育成のための各種プログラム

「トレーニング・センター」「スタディー・センター」は、青少年赤十字の最も特徴的なプログラムの一つであり、参加者は、自主・自立を身につけ、赤十字や青少年赤十字に関する知識や技術の理解を深め、生活態度全般にわたる学びを深めます。

1) 北海道青少年赤十字トレーニング・センターの開催

青少年赤十字加盟校の代表メンバーが、さまざまなプログラムから自主的・自発的な生活姿勢を学習します。

広く道内で青少年赤十字活動におけるリーダーシップを醸成するため、道央・道南・道北・道東地区の4会場で実施します。



2) 北海道青少年赤十字スタディー・センターの開催

トレーニング・センターを修了したメンバーを集め、小・中・高等学校が同一会場で研修します。

青少年赤十字について、「ボランティア・サービス」、「グループ・ワーク」、「先見」など、各プログラムが有機的に作用するように組み立てられており、ボランティア・サービス等を通して気づく主体的な児童・生徒の育成を促進します。

3) 本社主催青少年赤十字スタディー・センターへの派遣

北海道青少年赤十字スタディー・センターに参加した高校生メンバーから選考した代表者を本社主催スタディー・センターへ派遣し、全国から集まるメンバーと研修を通じて交流を図りながら、さらなるリーダーシップを養います。

◎北海道支部（協議会）主催

事業名	開催予定	場所
青少年赤十字指導者協議会総会及び専門委員会	4月	札幌市
青少年赤十字トレーニング・センター	7～8月	道内4地区
青少年赤十字スタディー・センター	令和8年1月	札幌市
青少年赤十字指導者研修会	令和8年2月	札幌市
青少年赤十字指導者協議会専門委員会	令和8年2月	札幌市

◎日本赤十字社（本社）主催

事業名	開催予定	場所
青少年赤十字トレーニング・センター指導者養成講習会	5月30日～6月1日	東京都
青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	7月4日	東京都
指導主事対象青少年赤十字研究会	8月6日	東京都
青少年赤十字スタディー・センター	未定	山梨県

◎第1ブロック（北海道・東北）主催

事業名	開催予定	場所
第1ブロック青少年赤十字指導者研究会	未定	山形県

6. 國際活動

日本赤十字社は、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び各国赤十字（赤新月）社と連携を図って国際救援及び開発協力の諸活動を展開しており、当支部も財政支援や職員の派遣を通じ国際活動を実施します。

（1）第1ブロック（東北・北海道）支部合同による国際活動への参加

日本赤十字社が行う国際活動（開発協力）のうち、以下の事業に第1ブロック（東北・北海道）支部として支援します。

- 1) ラオス：救急法普及支援事業
- 2) バヌアツ：青少年赤十字海外支援事業
- 3) ルワンダ：気候変動等レジリエンス強化事業
- 4) アフガニスタン：気候変動対策事業

（2）国際人道法の普及

紛争の影響を最小限に抑えることを目的とした紛争時に適用される国際的なルールの総称である「国際人道法」について、ホームページなどを通じ道民に普及します。

（3）安否調査

国交のない国等からの安否調査の依頼に対し、本社等と連携をとりながら対応します。

（4）NHK海外たすけあい（令和7年12月1日～25日）

世界中で紛争や自然災害、飢餓、病気などで苦しんでいる人々を救うためにNHKと共に「海外たすけあい」キャンペーンを実施し、赤十字が行う国際活動への支援を呼びかけます。



（5）国際救援・開発協力要員の養成・派遣

本社主催の国際救援・開発協力要員養成研修会に対象職員を参加させるとともに、研修を修了した登録要員を本社の要請に基づき海外へ派遣します。

7. 広報活動

赤十字活動への道民の理解と協力を得るため、5月の赤十字運動月間を中心に積極的な広報活動を展開します。

また、チラシ等の印刷物やインターネット、メディアを活用し、赤十字活動を身近に感じていただくための効果的な広報に努めます。

（1）赤十字運動月間キャンペーン

赤十字の創設者アンリー・デュナンの生誕月である5月を「赤十字運動月間」とし、広報資材の配布やイベントの開催等により赤十字思想の普及を図るとともに、各種広報媒体を通じて支援を呼びかける。

- 1) 期　　日　　令和7年5月（地域によっては5月以外となる場合有）
- 2) 会　　場　　赤十字病院、地区・分区等



（2）広報印刷物の作成と発行

1) 社資募集・活動PRチラシ

活動PRと社資協力を図るためのチラシを作成し、地区・分区やイベント等での社資募集に活用します。

2) 「赤十字ほっかいどう」（支部広報誌）

当支部における事業紹介及び活動資金の使途報告を行うため年1回発行し、地区・分区、役員・評議員、支部で管理する年額2,000円以上の社資協力者等へ送付します。

3) 赤十字NEWS（本社広報誌）の配布

日赤本社が毎月発行している広報誌を、地区（本部）・分区を始め、役員・評議員等の赤十字関係者に送付し、全国的な活動状況について周知します。

(3) ホームページ・SNSを活用した広報

ホームページでの定期的な情報発信のほか、赤十字活動を身近に感じていただくためにSNS（フェイスブック、インスタグラム）を活用して理解促進を図ります。



(4) メディアを活用した広報

新聞、テレビへの広告の掲出や訪問等による地元メディアとの関係性の構築により、赤十字活動のメディアでの露出増強を図ります。

(5) イベント開催・ブース出展による広報

赤十字安全法等を体験できるイベントの開催や企業等が実施するイベントへのブース出展により、赤十字活動への関心を高めていただくとともに、支援を呼びかけます。

(6) 「ACTION！防災・減災」プロジェクト

「災害への備え」の大切さを一人ひとりが自分ごと化し、自身や家族、大切な人の命を救う具体的な行動（ACTION）を起こすきっかけ作りを目指し、特設サイトやSNSで防災・減災に関する情報を発信する。

- 1) 期　　日　　令和7年9月、令和8年3月
- 2) 媒　　体　　ホームページ、インスタグラムなど

8. 社会福祉事業

保育所や点字図書センターを運営するとともに、赤十字の人材を活用した地域福祉活動を引き続き推進し、社会福祉向上に努めます。

（1）保育所の運営

保護者や地域から必要とされる保育所を目指し、延長保育をはじめ、産休明け保育、障がい児保育や一時預かり事業など利用者のニーズに応じた保育内容の充実を図るほか、赤十字幼児安全法講習の開催など、日本赤十字社が運営する保育所の特徴を活かした保育所づくりを進めます。

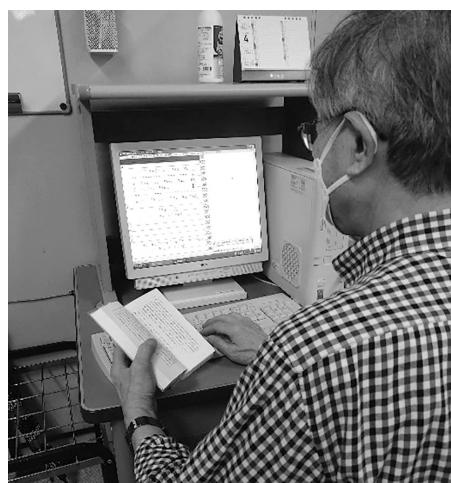
- 1) 日本赤十字社小樽保育所
定 員 60 人
- 2) 認定こども園
日本赤十字社釧路さかえ保育園
定 員 100 人



（2）日本赤十字社北海道支部点字図書センターの運営

北海道の委託、補助を受けて視覚に障がいを持つ方々のための点字・録音・テキストデイジー図書の整備を進めるとともに、全国の点字図書館との連携により利用者の利便性の向上を図ります。

また、北海道内において点字図書館、公立図書館及び関係機関等と連携し、情報提供サービスの推進を図るとともに、製作図書の拡充のため、北海道内の点訳・朗読・テキストデイジー奉仕員の養成事業及び製作にかかる活動を支援します。



9. 医療事業

道内赤十字病院では、地域の医療ニーズに応えるため、医療の高度化をはじめ、介護・在宅医療、地域包括医療などサービスの充実を図ることにより、患者様に安心して受診いただける環境を整備し、良質な医療を提供することに重点を置き事業を展開します。

なお、栗山赤十字病院において新病院の建替工事が進められており、令和7年秋の稼働開始予定となっています。

（1）地方・地域センター病院、へき地医療拠点病院運営事業

第三次医療を担う地方センター病院に北見赤十字病院が、第二次医療圏の中核病院となる地域センター病院に伊達及び浦河赤十字病院が指定されており、地域の医療機関と機能を分担しながら連携を図り、その役割を担っています。また、伊達赤十字病院では、無医地区及び無医地区に準ずる地区に巡回診療等の医療活動を展開します。

（2）救命救急センター運営事業

旭川及び北見赤十字病院においては、三次救急医療機関として、一次・二次救急医療機関との円滑な連携体制のもと、重篤な救急患者への医療を提供するため、高度な診療機能の強化を図るとともに、救急医療にかかる臨床研修医の教育に努めます。

（3）災害救護体制の充実

災害拠点病院に指定されている旭川、北見、伊達及び浦河赤十字病院をはじめ、各赤十字病院において各種災害救護訓練等への参加を通じ、救護に関する知識や技術を習得するとともに、関係機関と連携を図りながら災害救護体制の充実・強化に努めます。



(4) エイズ治療体制の充実

エイズ治療拠点病院に指定されている旭川、北見及び釧路赤十字病院においては、安心して診療を受けられるようカウンセリング体制を整備するとともに、プライバシー保護、二次感染の防止にも万全を期した治療体制の充実に努めます。

(5) 周産期母子医療センター事業

地域周産期母子医療センターに指定されている旭川、北見及び浦河赤十字病院や総合周産期母子医療センターに指定されている釧路赤十字病院においては、新生児及び母体の搬送受入体制を整備し、産科医療関係機関等と連携しながら、地域における母子医療機能の充実を図ります。

(6) 小児救急医療拠点病院運営事業

小児救急医療拠点病院に指定されている北見、釧路赤十字病院においては、医療圏における小児救急患者の受入拠点病院として、関連機関と連携しながら体制を整備し、その役割を果たします。

(7) 在宅ケアの推進

旭川、伊達、釧路、浦河、栗山、清水及び小清水赤十字病院においては、訪問看護ステーションを併設しており、自宅にて長期療養生活をおくる在宅患者及び要介護者に対して在宅訪問看護事業を実施しています。今後も利用者とその家族が安心して在宅生活を送れるようなサービスの提供に努めます。

(8) 居宅介護支援事業の推進

釧路、清水赤十字病院においては、要介護認定に必要な訪問調査及びケアプランを作成する居宅介護支援事業を展開しています。地域の関係施設と連携強化を図りながら看護及び介護等にかかる各種サービスプランの提供を行います。

また、浦河赤十字病院において、看護小規模多機能型居宅介護事業を展開し、訪問看護、訪問介護だけではなく、通いや泊まりなど利用者のより細やかなニーズに対応するサービスを提供します。

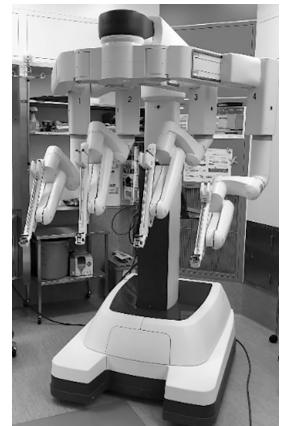
(9) 地域医療支援病院事業

地域医療支援病院に指定されている旭川及び北見赤十字病院においては、地域の医療機関との適切な役割分担と連携を図り、地域医療の充実に努めます。

(10) 地域がん診療拠点病院運営

地域がん診療拠点病院に指定されている北見赤十字病院、北海道がん診療連携指定病院に指定されている旭川及び伊達赤十字病院においては、がん診療の充実を図るために必要な設備整備、診療に従事する医師などに対する研修を行い、高度な医療を提供できる環境整備を進めます。

また、地域の医療機関と情報を共有しながら、地域のがん医療の水準向上に努めます。



(11) 臨床研修病院の充実

基幹型の臨床研修病院として旭川、北見及び釧路赤十字病院が、また協力型の臨床研修病院として伊達、浦河、栗山、清水、置戸及び小清水赤十字病院が、研修体制の充実に努め、医師の育成と資質の向上に寄与します。

(12) ドクターヘリ運行事業

旭川赤十字病院では、ドクターヘリ基地病院として北海道医療計画に基づきヘリの運航を行っています。医師や看護師が必要な医療資機材とともに救急現場に到着し、速やかに適切な初期治療を行うことにより、治療効果、救命率の向上を図ります。

また、医療過疎地域を抱える道北地方での広域搬送体制の強化のため、機能の充実に努めます。

(13) 介護医療院の運営

小清水赤十字病院では、日常的な医学管理、看取りやターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護医療院を運営し、長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の支援を一体的に提供します。

令和7年度における医療事業の概要

● 旭川赤十字病院

許可病床数					標榜科目	各種指定	付帯施設	
総数	一般	療養	結核	精神				
520	480	0	0	40	0	内科、糖尿病・内分泌内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、精神科(休診中)、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、放射線科、リハビリテーション科、病理診断科、皮膚科	救命救急センター 救急告示病院 第二・三次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 地域災害拠点病院(地域災害医療センター) エイズ治療拠点病院 地域周産期母子医療センター 北海道がん診療連携指定病院 地域医療支援病院 臨床研修病院 歯科医師臨床研修病院	院内保育所 訪問看護ステーション

● 北見赤十字病院

532	490	0	0	40	2	内科、消化器内科、腫瘍内科、循環器内科、神経精神科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、放射線科、麻酔科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、腫瘍精神科(休診中)、病理診断科、歯科口腔外科、リハビリテーション科	救命救急センター 救急告示病院 第二・三次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 地域災害拠点病院(地域災害医療センター) エイズ治療拠点病院 地域周産期母子医療センター 小児救急医療拠点病院 地域がん診療連携拠点病院 地域医療支援病院 臨床研修病院 べき地医療拠点病院 地方センター病院/地域センター病院 認知症疾患医療センター 臓器提供施設	院内保育所
-----	-----	---	---	----	---	--	--	-------

● 伊達赤十字病院

177	177	0	0	0	0	内科、神経内科、呼吸器科(休診中)、消化器科、循環器科、精神神経科(休診中)、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科(休診中)、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 地域災害拠点病院 臨床研修病院 北海道がん診療連携指定病院 べき地医療拠点病院 地域センター病院 認知症疾患医療センター	訪問看護ステーション
-----	-----	---	---	---	---	--	--	------------

● 釧路赤十字病院

487	429	0	0	58	0	内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、消化器外科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、精神科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、病理診断科	救急告示病院 第二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 エイズ治療拠点病院 総合周産期母子医療センター 臨床研修病院 小児救急医療拠点病院	居宅介護支援事業所 訪問看護ステーション
-----	-----	---	---	----	---	--	---	-------------------------

● 浦河赤十字病院

146	91	51	0	0	4	内科、小児科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、泌尿器科、眼科、放射線科、リハビリテーション科、精神神経科(休診中)、皮膚科、麻酔科(休診中)、血管外科(休診中)	救急告示病院 第二次救急指定病院 地域災害拠点病院 臨床研修病院 べき地医療拠点病院 地域センター病院 地域周産期母子医療センター 小児救急医療支援病院	看護専門学校 院内保育所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 訪問看護ステーション
-----	----	----	---	---	---	---	---	---

● 栗山赤十字病院

103	96	7	0	0	0	内科、リウマチ科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、耳鼻科、精神科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科、眼科、放射線科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 臨床研修病院	院内保育所 訪問看護ステーション
-----	----	---	---	---	---	--	---------------------------------	---------------------

● 清水赤十字病院

80	80	0	0	0	0	内科、消化器内科、小児科、外科、精神科、心療内科、整形外科、泌尿器科(～R7.5)、循環器内科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 臨床研修病院	居宅介護支援事業所 訪問看護ステーション
----	----	---	---	---	---	---	---------------------------------	-------------------------

● 置戸赤十字病院

95	47	48	0	0	0	内科、リハビリテーション科	救急告示病院 第二次救急指定病院 臨床研修病院	
----	----	----	---	---	---	---------------	-------------------------------	--

● 小清水赤十字病院

87	49	38	0	0	0	内科、消化器内科、循環器内科、眼科、整形外科、皮膚科、糖尿病内分泌科、総合診療科、小児科	救急告示病院 第二次救急指定病院 臨床研修病院	院内保育所 訪問看護ステーション 介護医療院
----	----	----	---	---	---	--	-------------------------------	------------------------------

● 函館赤十字病院

147	147	0	0	0	0	内科、消化器内科、循環器内科、血液・腫瘍内科、外科、腫瘍外科、乳腺外科、整形外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科	救急告示病院 第二次救急指定病院	
-----	-----	---	---	---	---	--	---------------------	--

10. 看護師養成事業

浦河赤十字病院に併設されている浦河赤十字看護専門学校及び北見市にある日本赤十字北海道看護大学において、赤十字の理想とする人道の理念を基調とした教育を展開しています。

臨床現場だけではなく、国内の災害救護活動や国際救援活動等、幅広い業務に対応できる看護師を養成します。

◇ 令和7年度看護学生募集定員 ◇

養成施設（専門学校）	募集定員
浦河赤十字看護専門学校	30名

※伊達赤十字看護専門学校は令和6年3月末をもって閉校となりました。

(参考)

養成施設（大学）	募集定員
日本赤十字北海道看護大学	100名



©浦河町役場より提供

11. 血液事業

日本赤十字社の血液事業は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）」をはじめとする関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者として適切かつ確実な事業運営にあたり、国民の負託に応えることを使命としています。

昨年も献血者の皆様、各献血協力団体、事業所等の皆様の多大なるご支援ご協力により安定的に医療機関に血液製剤をお届けすることができました。

持続的な将来献血基盤の維持には若年層献血者数の増加が重要となるため、今後も北海道、各市町村と連携して献血者の確保に努めてまいります。



（1）献血供給計画

1) 供給計画

①輸血用血液製剤

令和6年度供給見込（以下、「供給見込」という。）は、令和5年度実績と比較し、赤血球製剤及び血小板製剤は減少、血漿製剤は同等を見込んでいます。（表1）

赤血球製剤については、直近2年間で供給減少となっており医療ロボットの保険適用拡大による大量使用等の減少、人口及び患者の減少、医療の進歩により今後も緩やかな減少傾向が続くと考えています。血漿製剤については、令和元年度以降は115,000単位前後で推移し、令和6年度も大きな回復はせず、令和7年度も徐々に減少、または同等で推移していくと考えています。

血小板製剤については、平成29年から20単位製剤が減少し10単位製剤が増加する低単位化が進んでおり、令和6年4月からは、これまで20単位製剤の発注を主流としていた医療機関においても発注単位が10単位へ変更とする判断が主流となってきたため、血小板製剤の供給総量についても減少していくことが見込まれます。

令和7年度供給計画（以下、「供給計画」という。）は、過去2年間及び本年4～6月の供給実績と主要医療機関の需要動向等をふまえ算出しました。（表2）

製剤別では、赤血球製剤は減少傾向が来年度も継続すると予測し、供給見込数より3,700単位減の354,300単位（見込比99.0%^{注)}）としました。血漿製剤は横ばいで推移すると予測し、供給見込数から大きな変化はない101,300単位（見込比100.2%^{注)}）としました。血小板製剤は、発注の低単位化が進んでいくものと予測し供給見込数から10,850単位減の470,400単位（見込比97.7%^{注)}）としました。

注） 令和7年度は令和6年度と比較して平日が1日少ないため、供給状況が横ばいでも供給減となる見込み。

(表1) 令和6年度輸血用血液製剤供給見込数（令和5年度供給実績対比）200mL換算

	合計	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤
見込	940,390単位 (96.9%)	358,000単位 (98.7%)	101,140単位 (99.9%)	481,250単位 (95.0%)

(表2) 令和7年度輸血用血液製剤供給計画数（令和6年度供給見込対比）200mL換算

	合計	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤
予測	926,000単位 (98.5%)	354,300単位 (99.0%)	101,300単位 (100.2%)	470,400単位 (97.7%)

②供給体制の見直し

平成30年度より供給体制の見直し（以下ア・イ）に取り組んでまいりました。

今後も医療機関のご理解・ご協力のもと、更なる推進を図っていきます。

ア. 配送体制「定時配送を原則とする。」

定時外配送（時間指定便及び緊急便）の不要不急な利用を避け、定時配送を基本とすることにより、真に緊急を要する場合においても的確な対応が取れる供給体制を構築する。

イ. 受注体制「血液製剤発注システム（WEB発注）による受注を原則とする。」

安全な供給体制を構築するために、WEB発注の更なる推進を進めていきます。

現在、97%以上の医療機関においてWEB発注いただいております。

③医薬情報活動

医療機関に対して、『輸血療法の実施に関する指針』及び『血液製剤の使用指針』に基づいた血液製剤適正使用の啓発を行うとともに、「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」をふまえた遡及調査や、GVP（医薬品製造販売後安全管理の基準）に基づく副作用情報の収集など、輸血の安全管理上必要な業務を担います。

医療機関の看護部門を対象に安全な輸血に資するように、個々の医療機関における実情に沿ったサポート活動のほか、全道を対象とした各種研修会の開催を通じて、輸血用血液製剤の正しい取り扱い方法等の普及を推進します。また、集合型の研修会のほか、オンラインでのセミナー等の実施に取り組んでおります。

医療機関における血液事業への理解をより深めていただくために、輸血用血液製剤の使用動向にかかる情報の入手に努めるとともに、血液事業の広報も進めていきます。

これらの医薬情報活動は、日本赤十字社の医薬情報活動方針の目的である「受血者の安全性向上及び血液事業の合理的かつ効率的な運営」に従い、医療機関、行政、並びに医師会等、各種団体とより密接に連携して進めます。

2) 献血計画

①需要に見合った献血の推進

製剤毎の供給予測に基づき全血献血（200mL献血・400mL献血）、血小板成分献血者数を算出し、また、国から示された血漿分画製剤用の原料確保目標量を加味した、献血計画を策定しました。

運用にあたっては、年度計画のほか、直近の医療機関における需要動向等を把握し、変化に的確に対応した献血計画を策定し、安定供給の達成に向けた対策を講じていきます。

【全血献血】

令和7年度における全血献血の計画数は、供給予測に基づき185,860人（対令和6年度計画比：-13,290人、93.3%）としました。

また、医療機関の需要が400mL献血由来製品が大半であるため、400mL献血の推進を図り、全血献血全体の計画数に対する400mL献血の計画数の割合は、需要に見合う96.8%と設定しました。

【成分献血】

令和7年度における成分献血の計画数は、供給予測に基づき52,435人（対令和6年度計画比：+4,135人、108.6%）としました。

成分献血の内訳は、血漿成分献血が20,835人（対令和6年度計画比：+7,435人、155.5%）、血小板成分献血が31,600人（対令和6年度計画比：-3,300人、90.5%）としています。

◎献血計画

	合計	全血献血		400mL 献血率	成分献血		献血率*
		200mL	400mL		血漿	血小板	
計画数	238,295人	5,860人	180,000人	96.8%	20,835人	31,600人	4.7%

*献血率=令和6年1月1日現在の全人口（北海道：5,127,325人）に対する献血計画数（合計）の割合

② 『献血Web会員サービス「ラブラッド」』を活用した献血者の確保対策

安定的な血液製剤の供給と献血者へのサービス向上を目的とした献血者確保を行う必要があります。

ア. 会員登録の推進

令和4年9月にリリースしたラブラッドアプリの登録を推進し、献血者へのサービス向上と安定した献血協力を確保する。

イ. 予約献血の推進

『ラブラッド』を活用した予約献血を推進することで安定した献血者を確保し、必要に応じて電話による予約依頼を行います。

また、献血者は指定した時間を予約することで待ち時間を短縮させることができます。

ウ. 事前問診回答の推進

『ラブラッド』に登録している献血者は、献血当日に「事前問診回答」を行うことで献血会場での受付が簡略化します。

エ. 『ラブラッドプレ会員』の登録推進

献血可能年齢未満や献血未経験の方でも登録ができます。16歳までのカウントダウンや献血に関する情報を発信し、若年層を中心に推進する必要があります。

③将来を見据えた献血推進

将来の血液事業を見据え、以下の項目を重点的な対策として取り進めます。

ア. 若年層（10代～30代）の献血率向上

少子化により献血可能な若い世代の人口が減少する一方、高齢化の影響で輸血を必要とする患者の比率は増加が見込まれ、現状の献血率のままでは近い将来、献血者数が不足する可能性があります。若年層への献血推進は重要かつ喫緊の課題です。

主な対策として、大学生を中心とした学生献血推進ボランティア団体による献血キャンペーンの実施やSNSを活用した広報により、年間を通じた同世代への推進活動を継続します。

また、高校及び大学の理解を得て学校敷地内に献血バスを配車し、学生への呼びかけをはじめサークルや部活動を通して協力依頼を進めていきます。

イ. 安定的な団体献血の確保

献血協力事業所のネットワークや献血推進団体であるライオンズクラブ等を通して、社会貢献活動の一環として協力いただける新たな献血協力事業所を募集するなど、支援体制の構築を継続します。

また、献血サポーター活動に参加いただける企業や団体を積極的に募集し、献血活動の普及、拡大を図ります。

ウ. 複数回献血の増加

『献血Web会員サービス「ラブラッド」』を活用して、定期的に要請メールを配信し、予約献血の促進及び複数回献血をしていただけるよう取り組みます。

エ. 献血の教育・周知活動

将来の献血を担う小中学生への啓発事業として、学校に直接出向き、「総合的な学習」の時間等を活用して、献血セミナー等の活動を北海道及び教育庁学校教育局健康・体育課と連携し推進します。

また、献血推進団体及び献血協力企業に対しても献血セミナーの開催を促す活動を継続して行います。

オ. 原料血漿確保の必要性を周知

血漿分画製剤（特に免疫グロブリン製剤）の需要増加に伴い、同製剤用原料血漿の必要量が増加しています。献血希望者に対して、輸血用血液製剤と同様に血漿分画製剤が必要であることを説明し、成分献血未経験の方への血漿成分献血のご協力をいただけるよう要請します。

力. 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血者に対する接遇マナー向上を図るため、受付職員へのマナー講習を継続的に行なうとともに、アンケート等により献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善・向上に努めます。

特に初回献血者が抱えている不安等を取り除くため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像（YouTube）やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図ります。

（2）輸血用血液の安全確保

1) 個別NAT（核酸増幅検査）導入による輸血用血液製剤の安全性向上

平成26年8月に個別NATが導入されて以降、全国的にC型肝炎ウイルス（HCV）、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による輸血後の感染事例は報告されていません。

また、プールNAT時代には毎年数例報告されていたB型肝炎ウイルス（HBV）の感染事例についても、令和5年までに10件と減少しており、個別NATの導入が輸血用血液製剤の安全性向上に大きく寄与していると考えられます。

国の研究機関と連携し、陽性率が高い北海道内の献血者を対象として試行的に実施してきたE型肝炎ウイルス（HEV）のNAT検査についても、令和2年8月より全国全ての献血血液に対して行われるようになり、HEV NAT導入後の輸血用血液製剤による感染は確認されていません。

2) 研究開発計画

検査部門では、感染症や血液型検査の検査法に関する検討を実施し、製造部門では、血液製剤の品質データ取得や新しい血液製剤の開発にかかる検討を行っています。

検査部門の研究開発は、感染症検査（HEV、ヒトパルボウイルスB19等）において、輸血用血液の安全性の向上及び有効利用に関する検査法の評価やその改良、さらに献血者の健康管理に有用な検査法について技術的検討を実施しています。

血液型関連検査では、不規則抗体が赤芽球系前駆細胞の分化抑制に及ぼす影響や血清学検査による同定が困難な血液型の遺伝子検査法の構築に関する検討等を進めています。

製造部門の研究開発は、本邦で未導入な血小板の冷蔵保存に関する検討、欧州を中心に規制が強まっている血液バッグの可塑剤溶出にかかる検討、新規の血液製剤として注目されている凍結乾燥血漿の基礎的検討等を行っています。

また、有効期間を超過した血小板製剤や製造工程で廃棄される血液を再生医療に利活用する検討等も実施し、得られた成果の特許取得を進めています。引き続き、輸血血液の安全性向上及びSDGsへの取り組みとしても有益と考える研究開発を進めて行きます。

（3）遡及調査

「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」（令和4年5月一部改正）に基づき、感染症マーカーが陽転した複数回献血者の過去の献血血液並びに感染症副作用報告の原因候補血液等の病原体感染が疑われる事例について、その血液から製造された輸血用血液製剤や血漿分画製剤の供給停止と回収処理、及び医療機関への情報提供等の措置を講じています。

感染が疑われる事例での供給停止と回収処理によって新たな輸血患者への健康被害の拡大が防止され、また医療機関への情報提供によって万が一輸血患者が感染していた場合の早期発見・早期治療が可能となります。

（4）さい帯血バンク事業

我が国における非血縁者間造血幹細胞移植は、平成27年以降、骨髓移植よりも臍帯血移植の方が多く実施されています。令和6年10月末における臍帯血バンクの移植症例数は1,118件、骨髓バンクが取り扱う骨髓・末梢血幹細胞採取数が785件となっています。

全国の公的さい帯血バンクに保存されている移植用臍帯血の数は、令和6年11月現在10,152本であり、前年の同時期（9,586件）に比べて微増しました。

北海道さい帯血バンクの令和6年度11月までにおける月平均の作業本数（括弧内は対前年）は、臍帯血の到着数が173本（43本増）であり、そのうち37本（10本増）を仮保存しました。本年度の仮保存数は400本近くになる予定（昨年度315本）であり、移植医療機関への提供数や移植件数も例年並みに順調に推移しています。

昨年度以降、分娩の取り扱い停止により2施設の採取協力が終了となりましたが、新規に3施設、協力再開の1施設と合わせ、現在は14の産科医療機関から臍帯血採取を行っている状況です。

臍帯血を保存し患者へ届けるには、多くの方の理解を必要とします。マスメディアやSNS等を活用した臍帯血移植の普及啓発活動、看護師・助産師専攻の学生を対象とした講義等を継続的に実施し、引き続き造血幹細胞移植事業に貢献できるよう活動していきます。

（5）骨髓提供者登録事業

白血病や重症再生不良性貧血等に対する治療法の一つである骨髓移植に関し、国から委託を受けた骨髓バンク事業の支援機関として、骨髓提供希望者の登録業務や普及啓発に関する支援を行っています。

令和6年度（4～11月）における北海道内の新規登録者数は773人でした。令和5年度の同期間の新規登録者数と比較して255人増加しています。

今後も、骨髓・末梢血幹細胞の提供希望者の登録事業を継続し、骨髓移植が円滑に進むよう支援に努めます。

III

令和7年度一般会計
歳入歳出予算額

歳入

科目		区分	令和7年度	令和6年度	摘要
社資 収入	一般社資収入		353,035	352,125	会費収入 寄付金等収入 指定事業社資収入(個人)
	法人社資収入		50,814	50,954	指定事業社資収入(法人) その他社資収入
	補助金及び交付金収入		6,114	6,801	管理経費調整交付金収入 その他本社交付金収入
繰入金 収入	資金繰入金収入		127,549	104,913	国際救護活動資金繰入金収入 施設整備準備資金繰入金収入
	他会計等繰入金収入		7,873	7,742	他会計繰入金収入(医療)
	貸付金償還金収入		3,100	3,312	他会計貸付金償還金収入(社福)
	資産収入		1,679	4,802	地代収入 家賃収入
雑 収入	利子収入		1	1	預貯金利子収入
	負担金収入		12,922	10,917	講習会等負担金収入
	雑収入		1,983	929	雑収入
	前年度繰越金		6,518	0	前年度繰越金
	合計		571,588	542,496	

歳出

科目		区分	令和7年度	令和6年度	摘要
災害 救護 事業 費	災害救護指導事業費		18,469	18,903	救護班指導費他
	災害救護装備費		20,403	19,403	装備費
	非常災害救援物資整備費		3,000	2,040	救援物資整備費
	救護看護師養成費		555	939	養成費
社会 活動 費	救急法等普及費		29,124	31,241	救急法等普及事業費他
	奉仕団活動費		14,471	16,796	奉仕団等育成費他
	青少年赤十字活動費		9,124	13,333	青少年赤十字指導育成費他
	社会福祉活動費		735	707	社会福祉活動指導事業費
	医療事業費		13,573	19,126	医療指導費他
	血液事業費		4,498	4,999	血液事業普及整備費他
	国際活動費		1,806	1,637	国際開発協力事業費他
	指定事業地方振興費		7,000	7,000	災害救護設備整備費他
	地区区分交付金支出		60,760	60,170	事務費・事業費交付金支出
社業 振興 費	社業振興費		52,839	40,856	社資募集及び会員管理費他
	広報活動費		20,123	16,982	広報活動費他
	基盤整備交付金・補助金支出		4,630	7,320	医療施設基盤整備交付金支出他
支貸 付金 支積 立金	他会計貸付金支出		3,100	3,312	他会計貸付金支出(社福)
	退職給与資金特別会計積立金支出		10,615	11,209	退職給与資金特別会計積立金支出
総務 管理 費	評議員会等諸費		1,656	2,161	評議員等諸費
	総務管理費		98,641	98,525	管理費他
	監査費		1,380	1,211	監査委員監査費他
	資産取得及び資産管理費		136,558	107,214	設備費他
	本社送納金支出		56,528	56,412	本社送納金支出
	予備費		2,000	1,000	予備費
	合計		571,588	542,496	

IV

税制上の優遇措置

個人並びに法人が日本赤十字社に対して寄付（社費（会費）及び寄付金）した場合、税制上の優遇を受けることができます。

納入者区分	措置の名称等	関係根拠法令	適用期間	措置の内容等
個人	①特定寄付金	所得税法第78条第2項第3号	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで）から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	②住民税にかかる寄付金控除	地方税法第37条の2及び同法施行令第7条の17	通年※	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額（但し、上限は寄付者の年間所得額の30%まで）から2千円を差引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。 ※各都道府県支部に寄付の場合で、総務大臣が承認する支部事業計画の範囲内で適用されます。
	③相続税の非課税	租税特別措置法第70条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	④指定寄付金	法人税法第37条第3項第2号	毎年 4月～ 9月	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の事業年度の所得の計算上、法人の寄付限度額にかかわりなく損金の額に算入されます。
	⑤特例扱寄付金 〔特定公益増進法人に対する寄付金〕	法人税法第37条第4項	通年	法人の通常有する寄付金損金算入限度額と特定公益増進法人への寄付に対する損金算入限度額を合わせた金額の範囲内で拠出された寄付金の額が、損金に算入されます。

V

日本赤十字社の表彰

日本赤十字社の表彰制度は、以下のとおりです。

○社資（社費（会費）及び寄付金）による表彰

種 別	金 額	表 彰 品
特 別 社 員	社費（会費）として一時又は毎年2,000円以上で累計2万円以上納めた個人・法人	・バッジ ・称号付与通知書
表 彰 状	社費（会費）の累計額が10万円以上の個人・法人（団体）	・表 彰 状
感 謝 状	寄付金品の累計額が10万円以上の個人・法人（団体）	・感 謝 状
有 功 章	社費（会費）又は寄付金として、一時または累計20万円以上納めた個人・法人・団体	・有 功 章（楯型）
	社費（会費）又は寄付金として、一時または累計50万円以上納めた個人・法人・団体	・有 功 章 (個人は勲章式、法人・団体は楯型)
社 長 感 謝 状	金色有功章受章後、社資として50万円（50万円に達するまでの分納額の合算を認める）以上拠出の都度	・感 謝 状

○国の表彰

赤十字への寄付に対して国の表彰制度があります。

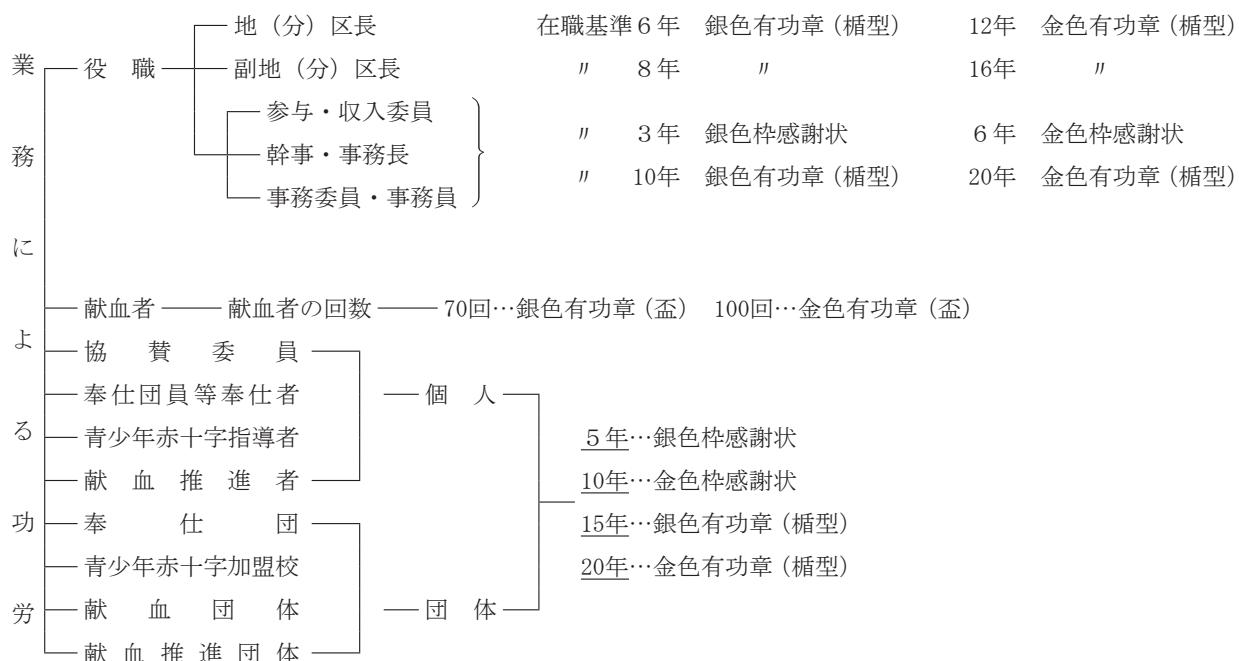
①厚生労働大臣感謝状 …… 寄 付 の 額	(記念品つき)	個人	1,000,000円以上
		法人（団体）	3,000,000円以上

(注1) 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄付があった場合には、その合計額をもって寄付の額とする。

(注2) 日本赤十字社に対して物品の寄付があった場合には、その評価額をもって寄付の額とみなす。

②紺 綏 褒 章 …… 寄 付 の 額		個人	5,000,000円以上
		法人（団体）	10,000,000円以上

○業務功労による表彰



○献血功労による表彰

種 別	表 彰 基 準	
献血功労表彰制度	有功章	銀色有功章 — 献血回数70回以上 金色有功章 — 献血回数100回以上 但し、旧規則の基準により銀色又は金色有功章を受章された方を除く
献血者顕彰規程	記念品	1. 献血10回に到達したとき 2. 献血30回に到達したとき 3. 献血50回に到達したとき
	感謝状	4. 献血200回到達者で以後100回到達の都度 5. 献血50回以上の献血者が満60歳を迎えた後に献血したとき 6. 献血50回以上の献血者が満68歳を迎えた後に献血したとき

VI

北海道支部役員等名簿

日本赤十字社北海道支部・本社役員及び評議員名簿

令和7年3月31日現在

○役職員

役職名	氏名
支部長	鈴木直道
副支部長	高薄浩志
〃	池上喜重子
〃	古岡昇
監査委員	中村栄作
〃	松川寛
〃	欠員
本社理事	工藤祐三
本社代議員	小笠原弘
〃	川西智子
〃	工藤祐三
〃	渡辺光信
〃	岩本節子
〃	軍司勝裕
〃	円谷正雄
〃	新谷龍一郎
〃	横堀道子
〃	三原克也
〃	吉田素子

○評議員

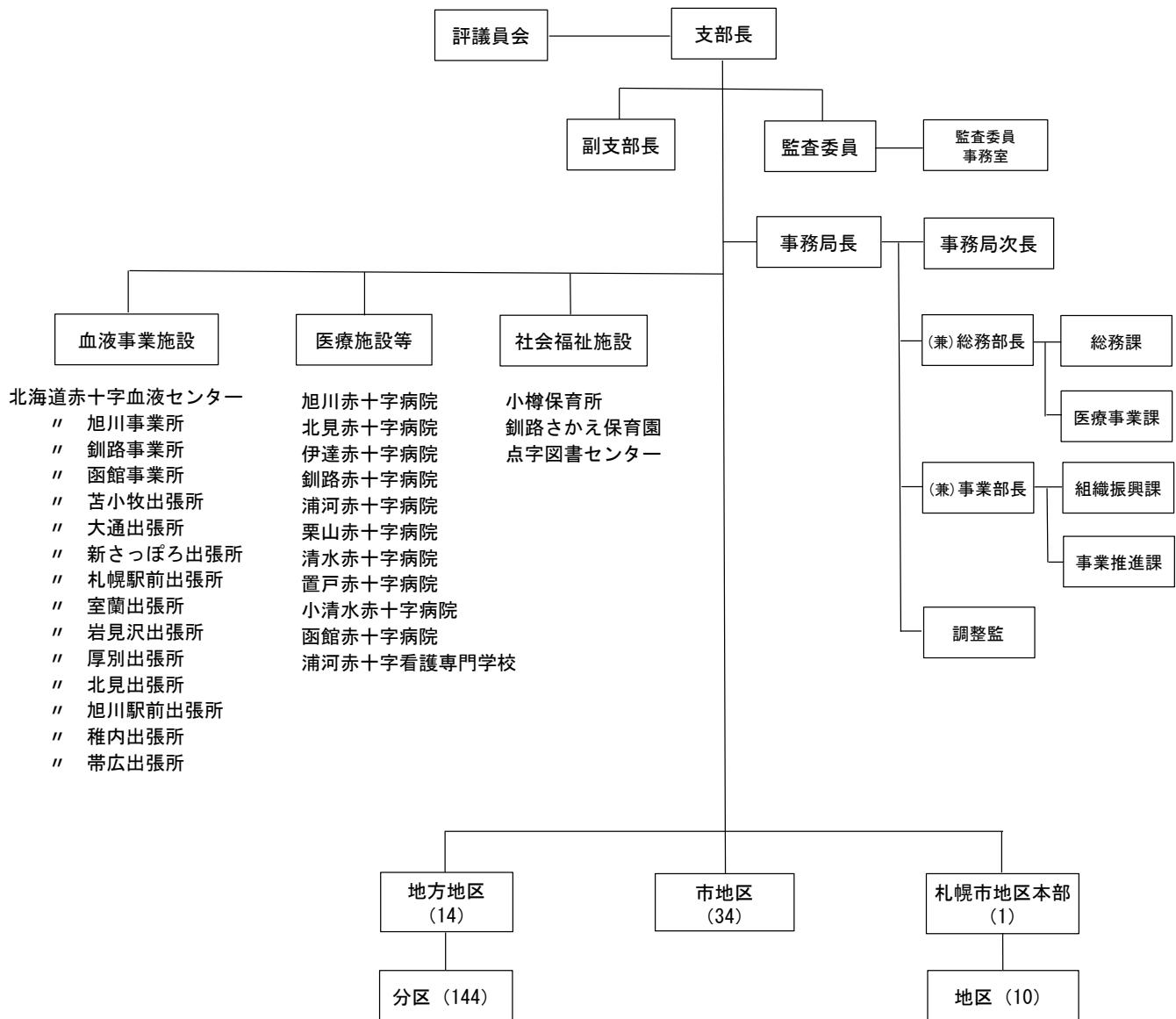
選出別	氏名
石狩	今村妙子
渡島	佐藤静子
桧山	小笠原弘
後志	猪瀬剛平
空知	欠員
上川	西川典子
留萌	堀輝子
宗谷	渡辺光信
オホーツク	山前邦夫
胆振	欠員
日高	東海林弘
十勝	軍司勝裕
釧路	佐藤廣高
根室	円谷正雄
札幌市中央区	片岡佐規子
札幌市北区	長尾由紀子
札幌市東区	岩田徳夫
札幌市白石区	山中忠典
札幌市厚別区	佐藤アツ子
札幌市豊平区	岩本節子
札幌市清田区	吉田和子
札幌市南区	欠員
札幌市西区	那須野敦子
札幌市手稲区	平川登美雄

○評議員

選出別	氏名
函館市	奥野秀雄
小樽市	盛昭義
旭川市	新谷龍一郎
室蘭市	沼田俊治
釧路市	三原克也
帯広市	作田克博
北見市	永田正記
夕張市	高橋京子
岩見沢市	野尻昌子
網走市	中安範子
留萌市	欠員
苫小牧市	藏本満惠
稚内市	佐久間朋子
美唄市	川西智子
芦別市	欠員
江別市	工藤祐三
赤平市	曾我部芳子
紋別市	柴門憲一
士別市	斎木勲
名寄市	吉田素子
三笠市	本間誠
根室市	調整中
千歳市	荒洋一
滝川市	高谷富士雄
砂川市	欠員
歌志内市	工藤美世子
深川市	佐々木新一
富良野市	野嶋重克
登別市	鳴海文昭
恵庭市	欠員
伊達市	菅俊治
北広島市	河井任
石狩市	玉造啓子
北斗市	大折伸明
支部長選出	増田弘幸
支部長選出	原田裕
支部長選出	棚野孝夫
支部長選出	横堀道子
支部長選出	田中勉
支部長選出	三國昌人
支部長選出	廣田恭一
支部長選出	佐藤隆久
支部長選出	北條道枝
支部長選出	欠員
支部長選出	欠員

日本赤十字社北海道支部組織図

(令和7年4月1日現在)



<本社直轄>日本赤十字社北海道ブロック血液センター <学校法人日本赤十字学園運営>日本赤十字北海道看護大学

北海道支部施設

